

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(7)の項ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は同法第3条に規定する助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両 別記様式第1の6の標章

第2条の2第1項の表(7)の項オ中「平成6年12月1日付け児発第1033号「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該慢性疾患ごとに厚生労働大臣が定める平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号「疾患の状態の程度」第8表中の色素性乾皮症に限る。）者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に限る。）」に改め、同条第2項中「次の表の左欄に掲げる車両に掲示する」を「前項に規定する」に、「それぞれ中欄に掲げる」を「別記様式第1の12の」に改め、「右欄に掲げる」及び同項の表を削り、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1の13の申請書により、当該標章の交付を受けた警察署長を経由して、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

4 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1の14の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付を受けた警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第2条の2に次の1項を加える。

7 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警察署長を経由して速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第6条第1項第3号イ中「よることが」の次に「およそ」を加え、同項第4号中「不可能」を「困難」に改め、同号ア中「で」を「、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第2項第4号イ中「よることが」の次に「およそ」を加え、同項第5号中「不可能」を「困難」に改め、同号ア中「で」を「、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項中「別記様式第8」を「別記様式第7の2」に改め、第8項中「前記第4項」を「第5項」に、「別記様式第8の申請書に駐車場所を明示する書類2通を添付し、申請するものとする。」を「速やかに別記様式第8の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。」に改め、同項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第5項の許可を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第7の3の申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

第6条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項中「前記」を削除し、「別記様式第8」を「別記様式第7の2」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称、道路状

況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所に印を付したもの)

- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

第6条に次の1項を加える。

11 第5項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別記様式第1の12を次のように改める。

別記様式第1の12（第2条の2関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けよう とする期間	
除外を受けよう とする区間	
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1の13を次のように改める。

別記様式第1の13（第2条の2関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1の14を次のように改める。

別記様式第1の14（第2条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 の15を削除し、別記様式第 7 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第7の2（第6条関係）

駐車許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> 警察署長 殿 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
第 号 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 駐 車 許 可 証 </div> 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 月 日 警 察 署 長 印 </div>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7の3（第6条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 を次のように改める。

別記様式第8（第6条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
警察署長 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第6条第4項の規定により交付されている別記様式第8の駐車許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第6条第5項の規定により交付された別記様式第7の2の駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。